

## 不起訴処分理由告知書

令和4年10月3日

木原 功仁哉 殿  
(代理人弁護士 南出 喜久治 殿)

東京地方検察庁  
検察官検事 北 嶋 小 枝



貴殿の請求により下記のとおり告知します。

### 記

貴殿から令和3年12月21日付けで告訴のあった  
春名 茂、横井 靖世、下道 良太  
に対する  
公務員職権濫用、特別公務員職権濫用、特別公務員暴行陵虐  
被疑事件の不起訴処分の理由は、次のとおりです。

(不起訴処分の理由)  
罪とならず

令和4年検第22941、22942、22943号